

学校における働き方改革取組方針

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月改定
尾道市教育委員会

目次

I	改定に当たって	
1	現状	1
2	改定の趣旨	
3	これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項	
II	本方針の位置づけ	5
III	学校における働き方改革の目的	5
IV	教育委員会及び学校の役割	5
1	教育委員会の役割	
2	学校の役割	
V	期間・目標	6
1	期間	
2	目標	
VI	令和4年度～令和8年度における取組内容	6
	【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
	【方策2】教職員全体の働き方に関する意識の醸成	
	【方策3】部活動指導に係る教員の負担軽減	
VII	その他	9

I 改定に当たって

1 現状

本市においては、平成30年10月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「旧方針」という。）を策定し、教員が子供と向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上を図ることと、学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりの実現を目的として、令和3年度末までを取組期間として、取組を進めてきた。

一方で、文部科学省において、平成31年1月に、時間外勤務時間の上限目安を原則月45時間、年360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定された。また、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、令和2年1月には、ガイドラインを法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められ、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教員の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定された。

一方で、学校を取り巻く環境は、社会の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められるようになった。また、情報化やグローバル化といった社会の変化が急速に進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育を推進することが求められるようになった。

2 改定の趣旨

国の動きを踏まえ、本市においても、学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、令和2年3月に「尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、令和2年4月1日から施行した。また、上記の社会の変化に伴い、教員の業務は複雑化・多様化し、拡大している傾向にあり、このことから、旧方針の取組期間が終了した後も学校における働き方改革を一層推進する必要がある。そのため、改定にあたっては、期間や目標を再設定するとともに、取組内容を見直した。

また、学校における働き方改革は、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力も得ながら、本方針に示す様々な取組を総合的に進めていくこととする。

3 これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項

(1) 学校における働き方改革に係わる主な取組

平成30年10月に、旧方針を策定し、3つの方策に係わる15の取組を進

めてきた。また、平成30年10月には「運動部活動の方針」を、令和元年8月には「文化部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間の基準等を明示した。

旧方針に記載した取組の効果を把握するため、全ての常時勤務教職員を対象として、「学校における働き方改革アンケート（10項目）」を年2回（6月、12月）実施した。また、教職員の在校等時間の状況について把握するため、毎月の入校・退校時間を、令和2年6月以前は自己申告により、令和2年7月以降は、統合型校務支援システムによる客観的な記録によって、確認した。

（2）学校における働き方改革アンケート（小中学校）の結果

- ・旧方針が目標としている「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 80%以上」については、概ね目標を達成した。
- ・旧方針の取組開始時点と比較し、項目間の差はあるものの全ての項目について向上した。

【子供に向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合】

平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月
66.2%	68.9%	80.1%	80.1%

【その他の9項目の結果】

項目	平成30年6月	令和3年6月
日々の業務の中で充実感を得られている	75.3%	84.3%
担当業務について管理職に理解されていると感じている	84.2%	92.5%
教職員間で業務の手助けなど、互いに頼みやすい雰囲気がある	80.9%	90.3%
学校教育目標の達成に向けた取組に、全ての教職員が参画している	75.1%	87.0%
管理職は、慣例にとらわれない新しいアイデアについても、積極的に支援している	84.2%	89.7%
新たな取組を行う場合、スクラップアンドビルドを行っている	62.1%	78.2%
管理職、主任・主事は、業務の優先順位を適切に指示している	78.9%	88.8%
管理職、主任・主事は業務分担の見直しや進捗調整等を行っている	74.0%	86.3%
業務改善の目的を教職員全員で共有できている	71.1%	84.2%

（3）入校・退校時間による勤務時間状況の把握

- ・旧方針に基づく取組開始前と比較し、時間外勤務時間が80時間を超える教職員の割合は縮減、時間外勤務時間が45時間以下の教職員の割合は増加、時間外勤務時間の平均は縮減している。

- ・旧方針が定める目標「時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合0%」には到達していない。また、「尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」が定める時間外在校等時間が月45時間以下である教職員は増加しつつあるものの、今後の取組の継続が求められる。
- ・小学校と比較し、中学校の時間外勤務時間が多い傾向にある。要因の1つとして、部活動指導が考えられる。

【時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合】

	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月
小学校	9.6%	3.5%	1.3%	1.7%
中学校	27.4%	13.6%	11.4%	13.4%
合計	16.2%	7.2%	5.0%	6.0%

【時間外勤務時間が月45時間以下の教職員の割合】

	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月
小学校	19.5%	29.5%	44.6%	55.4%
中学校	24.8%	32.5%	37.3%	27.9%
合計	21.4%	30.6%	42.0%	45.3%

【時間外勤務時間の月平均】

	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月
小学校	59時間26分	52時間44分	46時間54分	45時間09分
中学校	63時間48分	57時間11分	53時間44分	56時間53分
合計	61時間03分	54時間22分	49時間21分	49時間28分

(4) 現状・課題を踏まえて今後重点的に取り組むべき事項

ア 旧方針「【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」について

「学校における働き方改革アンケート」の結果からは、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合」が概ね目標値に到達しており、授業、部活動、個別指導等、直接児童生徒と向き合う時間とともに、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成等、児童生徒の指導に係わりのある時間が確保され、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境が整備されてきていることが分かる。しかし、時間外勤務時間については、旧方針の取組開始時点からは、一定の成果を上げているものの、目標値には到達していない。また、「尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」で定める時間外在校等時間の上限以下とはなっていない。

このことから、学校における働き方改革を推進するにあたっては、限られた時間の中で、効率的・効果的に業務を進める視点が必要である。そのため

に、ICTを活用した業務改善や教務事務支援員等の活用等「チームとしての学校」としての取組、教職員のタイムマネジメントに対する意識の醸成などの取組を一層推進する。また、保護者や地域のより一層の理解を得るため、PTAはもとより、学校運営協議会委員や学校評議員、学校関係者評価委員への説明や協力の依頼も重要である。

イ 旧方針「【方策2】教職員全体の働き方に関する意識改革」について

「学校における働き方改革アンケート」の「学校教育目標の達成に向けた取組に、全ての教職員が参画している」「業務改善の目的を教職員全員で共有できている」についての肯定的評価を行った教職員の割合が8割を超えていることから、教職員全体で働き方改革を進めていこうとする意識の醸成が、概ね図られてきていることが分かる。また、「管理職、主任・主事は、業務の優先順位を適切に指示している」「管理職、主任・主事は業務分担の見直しや進捗調整等を行っている」についての肯定的評価を行った教職員の割合が8割を超えていることから、管理職等による業務の優先順位の指示や業務の進捗管理は、取組開始時点と比較し、積極的に行われるようになったことが分かる。

学校における働き方改革を進めていくためには、各学校において推進体制を整備し、全ての教職員を巻き込んで学校全体で取り組むことが重要であり、そのために、まずは、勤務時間を意識した働き方を浸透させる必要がある。また、個々の教職員の勤務状況を踏まえ、業務の優先順位の指示や、業務分担の見直し、業務の進捗管理を行うことが重要であり、継続した取組を推進する。

ウ 旧方針「【方策3】部活動指導に係る教員の負担軽減」について

時間外勤務時間は、小学校よりも中学校が多い傾向にあり、要因の1つとして、部活動指導が考えられる。令和元年度から部活動指導員を配置し、部活動顧問の負担軽減に努めてきたが、配置は一部の学校にとどまっており、今後も、各校の部活動方針の徹底を図った上で、効率的かつ効果的な部活動指導を推進し、外部人材の活用を含めた、学校における部活動指導体制の見直しや負担軽減に向けた支援方法を検討する。

II 本方針の位置づけ

本方針は、尾道教育総合推進計画（令和4年度～令和8年度）に基づく、政策の柱1学校教育「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」の施策目標4施策3「教育政策推進のための基盤の整備」にある、(2)「教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備」の具体的な取組を示すものとして位置付ける。

なお、今後も国や県の動向を注視していきながら、学校における働き方改革を推進していく。

III 学校における働き方改革の目的

本方針に基づいた取組を進めることにより、尾道教育総合推進計画の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりの実現を目指す。

IV 教育委員会及び学校の役割

1 教育委員会の役割

学校における働き方改革を推進するため、本方針に基づき、主体的に取組を推進する。また、事務局内の関係課や関係機関との連携を図り、取組の効果と検証、改善を図りながら継続的に取組を進める。

2 学校の役割

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図るとともに、学校の経営方針や重点目標に働き方改革に関する視点を盛り込み、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

V 期間・目標

1 期間

令和4年度～令和8年度

2 目標

(1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間^{*1}が確保されていると感じる教員の割合 90%以上

(2) 時間外勤務時間の縮減

時間外勤務時間^{*2}が月45時間以下^{*3}の教職員の割合 100%

VI 令和4年度～令和8年度における取組内容

【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「学校における働き方改革」の普及・啓発【継続】

保護者・地域に「学校における働き方改革」の趣旨等を示した文書を配布し、理解と協力を求める。

(2) 「チームとしての学校」の実現【統合・継続】

教員に限られた時間の中で児童生徒の指導に専念できる体制を整えるため、学習支援講師、授業アシスタント、学校司書、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教務事務支援員、部活動指導員、非常勤講師等の配置を積極的に行い、県から配置されるスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等とともに、専門性を持った多様な人材が互いに力を発揮しあう「チームとしての学校」の実現を図る。

※1 子供と向き合う時間：児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間。
(授業、部活動・クラブ活動、個別指導など直接児童生徒と向き合う時間のほか、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成など児童生徒の関わりのある時間を含む。)

※2 時間外勤務時間とは、1日の在校等時間（校内に在校している時間及び校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間から、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間）から勤務時間条例で定める勤務時間を除いた時間をいう。

※3 時間外勤務時間は原則年360時間以内とする。なお、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

(3) 統合型校務支援システム等 I C T の活用促進【充実】

統合型校務支援システムの改善及び効率的な運用を図る。また、学校・保護者間連絡システムの運用等、I C T を活用した業務の効率化を推進する。

(4) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し【継続】

ア 学校が作成する各種計画や教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

(5) 研修の見直し等【継続】

オンラインによる研修の実施を含め、教職員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに、報告書等の簡素化を図る。

(6) 学校・教職員が担う業務の整理、保護者・地域との連携の推進【充実】

ア 中学校区を単位とした全ての小中学校と尾道南高等学校に学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクール化を図るなど、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を推進する。

イ 部活動や勤務時間外の電話対応等に係る教職員の負担軽減など、地域や保護者の理解を得た上で取組を推進する。

ウ 地域行事への参加・協力については、地域の理解を得ながら、年度当初の教育計画に位置づいているもの、というような基準を設けることを検討する。

(7) 学校給食費の公会計化の検討【新規】

保護者の利便性の向上及び教職員の業務負担軽減のため、「給食費の徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省初等中等局長通知)に基づき、学校給食費の公会計化を検討する。

【方策2】教職員全体の働き方に関する意識の醸成

(1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進【統合・継続】

ア 学校評価の重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価を実施する。

イ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が担当業務の適正化に取り組んでいることを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。

ウ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等

の合同開催や構成員の統一など、業務の効率化に向けた運用を徹底する。
エ 学校行事、各種業務等を精選し、工夫して実施する。

(2) 学校における勤務時間管理の徹底【充実】

ア 教職員の健康管理や時間外勤務の縮減に向け、統合型校務支援システムにより、教職員の在校等時間を正確に把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。
イ 管理職は、把握した在校等時間を踏まえて、尾道市公立学校職員等健康管理システム実施要綱により、教職員の健康確保のための措置等を行うとともに、尾道市立学校教職員ストレスチェック実施要綱によるストレスチェック制度を活用し、教職員の健康管理に努める。

(3) 学校における定時退校日の推進【継続】

小学校では、1週間のうち平日1日は、定時退校日を設定する。中学校では、1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

(4) 夏季一斉閉庁の設定【継続】

8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。

(5) 研修の充実及び業務改善事例の周知【統合・継続】

管理職等対象の研修会等において、学校における働き方改革を取り上げ、業務改善の好事例を学校に周知する。

【方策3】部活動指導に係る教員の負担軽減

(1) 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底【継続】

教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において策定した方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

(2) 部活動の指導体制の見直し【新規】

ア 各学校の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、専門的な技術指導ができる外部指導者についての情報提供を学校に行うなど、運営体制の充実に向けて検討する。
イ 部活動の在り方について、国による令和5年度以降の週休日等の部活動の段階的な地域移行の検討状況を踏まえ、「尾道市立中学校における部活動の在り方に関する検討委員会」において、検討する。

VII その他

取組の着実な実行を図るため、時間外勤務時間等の調査や、教職員アンケート調査により、学校の状況を定期的に把握するとともに、国や県の動向等を踏まえ、随時本方針の見直しを行う。